

佐賀県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 道 路 の 区 域 | |
|----------------|--|-----------------------|
| | 区 間 | 変更前 の別 幅員 延長 |
| 一般国道 四四四号 | 鹿島市大字山浦字船坂丙二 八八番一地从先から 鹿島市大字三河内字深山乙 一八五四番一地从先まで | 後 三、四・四 一〇・〇 |
| | 鹿島市大字山浦字船坂丙二 八八番一地从先から 鹿島市大字三河内字深山乙 一八五四番一地从先まで | 前 一五・五 五・〇 |
| | | 延長 三、一七〇・八 |